



市章

彦根市公報

令和5年(2023年)3月15日

第1888号

水曜日

定日発行 毎月1日、15日 2回

目次

○ 条例

- 1 彦根市議会の個人情報の保護に関する条例(議会事務局)..... 2

○ 告示

- 28 彦根市子育て・若年世帯空き家リノベーション事業補助金交付要綱の一部改正(建築住宅課)..... 16
- 29 自転車等の移動および保管(都市計画課)..... 17
- 30 彦根市議会定例会の招集(企画課)..... 18
- 31 認可地縁団体の告示事項の変更(まちづくり推進課)..... 18
- 32 居宅介護支援事業者の廃止届を受理したもの(高齢福祉推進課)..... 18
- 33 指定居宅介護支援事業者の指定(高齢福祉推進課)..... 18
- 34 認可地縁団体の告示事項の変更(まちづくり推進課)..... 19
- 35 彦根市まちづくり推進事業総合補助金交付要綱の一部改正(まちづくり推進課)..... 19

○ 公告

- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告(都市計画課)..... 23
- 住民基本台帳の一部の写しの閲覧の状況についての公告(ライフサービス課)..... 23

○ 教育委員会規則

- 1 彦根市就学援助規則の一部を改正する規則(学校教育課)..... 27

○ 教育委員会告示

- 4 彦根市就学援助費給付要綱の一部改正(学校教育課)..... 29

○ 選挙管理委員会告示

- 3 彦根市選挙管理委員会の招集..... 30
- 4 選挙権を有する者の総数の50分の1の数、6分の1の数および3分の1の数..... 31

条例

彦根市議会の個人情報の保護に関する条例をここに公布する。

令和5年2月28日

彦根市長 和田裕行

彦根市条例第1号

彦根市議会の個人情報の保護に関する条例

目次

- 第1章 総則(第1条-第3条)
- 第2章 個人情報等の取扱い(第4条-第16条)
- 第3章 個人情報ファイル(第17条)
- 第4章 開示、訂正および利用停止
 - 第1節 開示(第18条-第30条)
 - 第2節 訂正(第31条-第37条)
 - 第3節 利用停止(第38条-第43条)
 - 第4節 審査請求(第44条-第46条)
- 第5章 雑則(第47条-第52条)
- 第6章 罰則(第53条-第57条)

付則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、彦根市議会(以下「議会」という。)における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正および利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画もしくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。)で作られる記録をいう。以下同じ。)に記載され、もしくは記録され、または音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

(2) 個人識別符号が含まれるもの

2 この条例において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、議長が定めるものをいう。

(1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

(2) 個人に提供される役務の利用もしくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、または個人に発行されるカードその他の書類に記載され、もしくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者もしくは購入者または発行を受け

る者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、または記載され、もしくは記録されることにより、特定の利用者もしくは購入者または発行を受ける者を識別することができるもの

- 3 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして議長が定める記述等が含まれる個人情報をいう。
- 4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員(以下この章から第3章までおよび第6章において「職員」という。)が職務上作成し、または取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、彦根市情報公開条例(平成14年彦根市条例第56号。以下「情報公開条例」という。)第2条第2項に規定する公文書(以下「公文書」という。)に記録されているものに限る。
- 5 この条例において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。
 - (1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
 - (2) 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの
- 6 この条例において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- 7 この条例において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。
 - (1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること(当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)
 - (2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること(当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)
- 8 この条例において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。
 - (1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること(当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)
 - (2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること(当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)
- 9 この条例において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報および匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。
- 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

11 この条例において「保有特定個人情報」とは、職員が職務上作成し、または取得した特定個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。

12 この条例において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人および個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)別表第1に掲げる法人をいう。

13 この条例において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。

(議会の責務)

第3条 議会は、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

第2章 個人情報等の取扱い

(個人情報の保有の制限等)

第4条 議会は、個人情報を保有するに当たっては、法令(条例を含む。第12条第2項第2号および第3号ならびに第4章において同じ。)の規定によりその権限に属する事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的(以下「利用目的」という。)をできる限り特定しなければならない。

2 議会は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 議会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的の明示)

第5条 議会は、本人から直接書面(電磁的記録を含む。)に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

(1) 人の生命、身体または財産の保護のために緊急に必要があるとき。

(2) 利用目的を本人に明示することにより、本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

(3) 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体または地方独立行政法人が行う事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(不適正な利用の禁止)

第6条 議会は、違法または不当な行為を助長し、または誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

(適正な取得)

第7条 議会は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(正確性の確保)

第8条 議会は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去または現在の事実と合致するよう努めなければならない。

(安全管理措置)

第9条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失または毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、議会に係る個人情報の取扱いの委託(2以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者が受託した業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

(従事者の義務)

第10条 個人情報の取扱いに従事する職員もしくは職員であった者、前条第2項の業務に従事している者もしくは従事していた者または議会において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下この条および第53条において同じ。)もしくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に利用してはならない。

(漏えい等の通知)

第11条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとしてその定めるものが生じたときは、本人に対し、その定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。

(2) 当該保有個人情報に第20条各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。

(利用および提供の制限)

第12条 議会は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、または提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、議会は、議長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、または提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、または提供することによって、本人または第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき、または本人に提供するとき。

(2) 議会が法令の規定によりその権限に属する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

(3) 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、病院事業管理者もしくは消防長、他の地方公共団体の機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、法第2条第8項に規定する行政機関または独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務または業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成または学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用または提供を制限する他の条例の規定の適用を妨げるものではない。

4 議長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための議会の内部における利用を議会の事務局の特定の係または職員に限るものとする。

5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号までの規定は適用しないものとし、次

の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第1項	法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的	利用目的以外の目的
	自ら利用し、または提供してはならない	自ら利用してはならない
第2項	自ら利用し、または提供する	自ら利用する
第2項第1号	本人の同意があるとき、または本人に提供するとき	人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、または本人の同意を得ることが困難であるとき

(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第13条 議長は、利用目的のためにまたは前条第2項第3号もしくは第4号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的もしくは方法の制限その他必要な制限を付し、またはその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第14条 議長は、第三者に個人関連情報を提供する場合(当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。)において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的もしくは方法の制限その他必要な制限を付し、またはその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(仮名加工情報の取扱いに係る義務)

第15条 議会は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報(個人情報であるものを除く。以下この条および第49条において同じ。)を第三者(当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。)に提供してはならない。

2 議長は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

3 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等(仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等および個人識別符号ならびに法第41条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。)を取得し、または当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。

4 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便もしくは民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者もしくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置もしくは電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって議長が定めるものをいう。)を用いて送信し、または住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。

5 前各項の規定は、議会に係る仮名加工情報の取扱いの委託(2以上の段階にわたる委託を含

む。)を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(匿名加工情報の取扱いに係る義務)

第16条 議会は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等もしくは個人識別符号もしくは法第43条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、または当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

2 議会は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして議長が定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 前2項の規定は、議会に係る匿名加工情報の取扱いの委託(2以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

第3章 個人情報ファイル

(個人情報ファイル簿の作成および公表)

第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿(以下「個人情報ファイル簿」という。)を作成し、公表しなければならない。

(1) 個人情報ファイルの名称

(2) 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称

(3) 個人情報ファイルの利用目的

(4) 個人情報ファイルに記録される項目(以下この条において「記録項目」という。)および本人(他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第1号カにおいて同じ。)として個人情報ファイルに記録される個人の範囲(次項第2号において「記録範囲」という。)

(5) 個人情報ファイルに記録される個人情報(以下この条において「記録情報」という。)の収集方法

(6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

(7) 記録情報を議会以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先

(8) 次条第1項、第31条第1項または第38条第1項の規定による請求を受理する組織の名称および所在地

(9) 第31条第1項ただし書または第38条第1項ただし書に該当するときは、その旨

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 次に掲げる個人情報ファイル

ア 議会の議員もしくは議員であった者または職員もしくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与または報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの(議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。)

イ 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル

ウ 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル

エ 資料その他の物品もしくは金銭の送付または業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付または連絡の相手方の氏名、住所その他の送付または連絡に必要な事項のみを記録するもの

オ 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、または取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの

カ 本人の数が議長が定める数に満たない個人情報ファイル

キアからカまでに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル

(2) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部または一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目および記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの

(3) 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル

3 第 1 項の規定にかかわらず、議長は、記録項目の一部もしくは同項第 5 号もしくは第 7 号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、または個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部もしくは事項を記載せず、またはその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

第 4 章 開示、訂正および利用停止

第 1 節 開示

(開示請求権)

第 18 条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者もしくは成年被後見人の法定代理人または本人の委任による代理人(以下この章において「代理人」と総称する。)は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下この章および第 48 条において「開示請求」という。)をすることができる。

(開示請求の手続)

第 19 条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面(第 3 項において「開示請求書」という。)を議長に提出してしなければならない。

(1) 開示請求をする者の氏名および住所または居所

(2) 開示請求に係る保有個人情報に記録されている公文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

2 前項の場合において、開示請求をする者は、議長が定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第 2 項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること)を示す書類を提示し、または提出しなければならない。

3 議長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(保有個人情報の開示義務)

第 20 条 議長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下この章において「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 開示請求者(第 18 条第 2 項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号および第 3 号、次条第 2 項ならびに第 27 条第 1 項において同じ。)の生命、健康、生活または財産を害するおそれがある情報

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定

の個人を識別することができることとなるものを含む。)もしくは個人識別符号が含まれるものまたは開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定によりまたは慣行として開示請求者が知ることができ、または知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活または財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の役員および職員を除く。)、独立行政法人等の役員および職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員ならびに地方独立行政法人の役員および職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職および当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体および地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。)に関する情報または開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活または財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等または当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 議会の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであって、法人等または個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体および地方独立行政法人の内部または相互間における審議、検討または協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれまたは特定の者に不当に利益を与えもしくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(5) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体または地方独立行政法人が行う事務または事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 議長が第24条各項の決定(以下「開示決定等」という。)をする場合において、犯罪の予防、鎮圧または捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

イ 監査、検査、取締り、試験または租税の賦課もしくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれまたは違法もしくは不当な行為を容易にし、もしくはその発見を困難にするおそれ

ウ 契約、交渉または争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体または地方独立行政法人の財産上の利益または当事者としての地位を不当に害するおそれ

エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

カ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業または地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

第21条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開

示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

- 2 開示請求に係る保有個人情報に前条第 2 号の情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等および個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

- 第 22 条** 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

- 第 23 条** 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、議長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

- 第 24 条** 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部または一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的および開示の実施に関し議長が定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第 5 条第 2 号または第 3 号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

- 2 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき、および開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

- 第 25 条** 開示決定等は、開示請求があった日から 15 日以内にしなければならない。ただし、第 19 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を 30 日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間および延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

- 第 26 条** 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から 45 日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、議長は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等を行い、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等を行うれば足りる。この場合において、議長は、同条第 1 項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨およびその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等を行う期限

- 2 前条の規定による開示決定等を行わなければならない期間に、議長および副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第27条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人および開示請求者以外の者(以下この条、第45条第2項第3号および第46条において「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、議長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、議長が定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定(以下この章において「開示決定」という。)に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第20条第2号イまたは同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第22条の規定により開示しようとするとき。

3 議長は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、議長は、開示決定後直ちに、当該意見書(第45条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨およびその理由ならびに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第28条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書または図画に記録されているときは閲覧または写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して議長が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、議長は、当該保有個人情報が記録されている文書または図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 議長は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供ししなければならない。

3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、議長が定めるところにより、議長に対し、その求める開示の実施の方法等を申し出なければならない。

4 前項の規定による申出は、第24条第1項に規定する通知があつた日から30日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

(他の法令による開示の実施との調整)

第29条 議長は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。)には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧と

みなして、前項の規定を適用する。

3 保有特定個人情報に関しては、前 2 項の規定は、適用しない。

(費用の徴収)

第 30 条 開示請求に係る保有個人情報が記録された公文書の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成および送付に要する費用を負担しなければならない。この場合においては、彦根市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和 5 年彦根市条例第 6 号)第 7 条の規定を準用する。

第 2 節 訂正

(訂正請求権)

第 31 条 何人も、自己を本人とする保有個人情報(次に掲げるものに限る。第 38 条第 1 項において同じ。)の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該保有個人情報の訂正(追加または削除を含む。以下この章において同じ。)を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

(2) 開示決定に係る保有個人情報であって、第 29 条第 1 項の他の法令の規定により開示を受けたもの

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求(以下この章および第 48 条において「訂正請求」という。)をすることができる。

3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から 90 日以内にしなければならない。

(訂正請求の手續)

第 32 条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面(第 3 項において「訂正請求書」という。)を議長に提出してしなければならない。

(1) 訂正請求をする者の氏名および住所または居所

(2) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 訂正請求の趣旨および理由

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、議長が定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第 2 項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること)を示す書類を提示し、または提出しなければならない。

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者(以下この章において「訂正請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(保有個人情報の訂正義務)

第 33 条 議長は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

(訂正請求に対する措置)

第 34 条 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限)

第 35 条 前条各項の決定(以下「訂正決定等」という。)は、訂正請求があつた日から 30 日以内

にしなければならない。ただし、第32条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間および延長の理由を書面により通知しなければならない。(訂正決定等の期限の特例)

第36条 議長は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨およびその理由
- (2) 訂正決定等をする期限

- 2 前条の規定による訂正決定等をしなければならない期間に、議長および副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。(保有個人情報の提供先への通知)

第37条 議長は、第34条第1項の決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第3節 利用停止

(利用停止請求権)

第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去または提供の停止(以下この章において「利用停止」という。)に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

- (1) 第4条第2項の規定に違反して保有されているとき、第6条の規定に違反して取り扱われているとき、第7条の規定に違反して取得されたものであるとき、または第12条第1項および第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止または消去
- (2) 第12条第1項および第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

- 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求(以下この章および第48条において「利用停止請求」という。)をすることができる。
- 3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行なければならない。
- 4 保有特定個人情報に関しては、第1項の適用については、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第1項第1号	または第12条第1項および第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項および第2項(第1号に係る部分に限る。)の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、もしくは保管されているとき、または番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをい
--------	-----------------------------------	---

		う。)に記録されているとき
第 1 項第 2 号	第 12 条第 1 項および第 2 項	番号法第 19 条

(利用停止請求の手續)

第 39 条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面(第 3 項において「利用停止請求書」という。)を議長に提出してしなければならない。

- (1) 利用停止請求をする者の氏名および住所または居所
- (2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項
- (3) 利用停止請求の趣旨および理由

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、議長が定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第 2 項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること)を示す書類を提示し、または提出しなければならない。

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者(以下この章において「利用停止請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(保有個人情報の利用停止義務)

第 40 条 議長は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、議会における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求に対する措置)

第 41 条 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第 42 条 前条各項の決定(以下「利用停止決定等」という。)は、利用停止請求があつた日から 30 日以内にしなければならない。ただし、第 39 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を 30 日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間および延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第 43 条 議長は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第 1 項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨およびその理由

(2) 利用停止決定等をする期限

2 前条の規定による利用停止決定等をしなければならない期間に、議長および副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

第4節 審査請求

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第44条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等または開示請求、訂正請求もしくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項の規定は、適用しない。

(審査会への諮問)

第45条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等または開示請求、訂正請求もしくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、議長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、彦根市個人情報の保護に関する法律施行条例第10条第1項に規定する彦根市個人情報保護審査会(第50条において「審査会」という。)に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合(当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。)

(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合

(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定により諮問した場合には、議長は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人および参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項および次条第2号において同じ。)

(2) 開示請求者、訂正請求者または利用停止請求者(これらの者が審査請求人または参加人である場合を除く。)

(3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人または参加人である場合を除く。)

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等)

第46条 第27条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、または棄却する裁決

(2) 審査請求に係る開示決定等(開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決(第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

第5章 雑則

(適用除外)

第47条 保有個人情報(情報公開条例第7条に規定する非公開情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。)のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第4章(第4節を除く。)の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第 48 条 議長は、開示請求、訂正請求または利用停止請求(以下この条において「開示請求等」という。)をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等を行う者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(個人情報等の取扱いに関する苦情処理)

第 49 条 議長は、議会における個人情報、仮名加工情報または匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(審査会への諮問)

第 50 条 議長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審査会に諮問することができる。

(施行の状況の公表)

第 51 条 議長は、毎年度、この条例の施行の状況の概要を公表するものとする。

(委任)

第 52 条 この条例の実施に関し必要な事項は、議長が定める。

第 6 章 罰則

第 53 条 職員もしくは職員であった者、第 9 条第 2 項もしくは第 15 条第 5 項の委託を受けた業務に従事している者もしくは従事していた者または議会において個人情報、仮名加工情報もしくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者もしくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第 2 条第 5 項第 1 号に係る個人情報ファイル(その全部または一部を複製し、または加工したものを含む。)を提供したときは、2 年以下の懲役または 100 万円以下の罰金に処する。

第 54 条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己もしくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、または盗用したときは、1 年以下の懲役または 50 万円以下の罰金に処する。

第 55 条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画または電磁的記録を収集したときは、1 年以下の懲役または 50 万円以下の罰金に処する。

第 56 条 前 3 条の規定は、市の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第 57 条 偽りその他不正の手段により、第 24 条第 1 項の決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5 万円以下の過料に処する。

付 則

1 この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和 3 年法律第 37 号)附則第 1 条第 7 号に掲げる規定(同法第 51 条の規定に限る。)の施行の日から施行する。

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に議会に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第 4 条第 1 項の規定により特定される利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、または提供することを認める旨の同意に相当するものであるときは、施行日において第 12 条第 2 項第 1 号の同意があったものとみなす。

告 示

彦根市告示第 28 号

彦根市子育て・若年世帯空き家リノベーション事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年2月16日

彦根市長 和田裕行

彦根市子育て・若年世帯空き家リノベーション事業補助金交付要綱の一部を改正する告示
彦根市子育て・若年世帯空き家リノベーション事業補助金交付要綱(令和4年彦根市告示第133号)の一部を次のように改正する。

第2条第5号に次のように加える。

オ 特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)第56条第1項に基づき滋賀県知事が指定する浸水被害防止区域

第3条第4項第4号ただし書中「または」を「もしくは」に、「場合」を「ものまたは昭和56年6月1日以降の建築基準法に基づく耐震基準に適合しているもの」に改める。

第5条中「600,000円」を「1,200,000円」に、「300,000円」を「600,000円」に改める。

別記様式第2号中「実施したことを証明する書類」の次に「(対象住宅が昭和56年6月1日以降の建築基準法に基づく耐震基準に適合している場合は、添付は不要です。)」を加える。

付 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

彦根市告示第29号

彦根市自転車等の放置の防止に関する条例(平成9年彦根市条例第1号。以下「条例」という。)第11条第2項の規定により、下記のとおり自転車等を移動し、保管したので、条例第12条第1項の規定により告示する。

令和5年2月17日

彦根市長 和田裕行

記

- 移動理由
条例第11条第2項に該当したため
- 移動区域
福満公園
- 移動日時
令和5年2月7日 午後4時から午後4時30分まで
- 保管場所
彦根市山之脇町33番地1地先
- 保管期間
告示の日から3箇月間
- 返還日時
 - 返還日は、月曜日から金曜日まで(彦根市の休日を定める条例(平成2年彦根市条例第12号)第1条第1項に規定する市の休日を除く。)とする。
 - 返還時間は、午前9時から午後5時までとし、事前に市と協議の上、決定する。
- 返還手続
次のものを持参の上、保管場所で返還の申請をする。
 - 自転車等の鍵
 - 本人確認ができるもの(運転免許証、学生証、保険証等)
 - 返還手数料(返還手数料の額は、条例別表に定めるところによる。)
- 引取りのない場合の措置

保管期間経過後は、市において処分する。

9 問合せ先

彦根市歴史まちづくり部都市計画課(電話 0749-30-6124)

彦根市告示第 30 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 101 条の規定により、令和 5 年 2 月彦根市議会定例会を下記のとおり招集する。

令和 5 年 2 月 20 日

彦根市長 和田裕行

記

1 期日 令和 5 年 2 月 27 日

2 場所 彦根市議会議場

彦根市告示第 31 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、認可を受けた地縁による団体から告示された事項に変更があった旨の届出があったので、下記のとおり同条第 10 項の規定により告示する。

令和 5 年 2 月 24 日

彦根市長 和田裕行

記

変更事項

1 代表者の変更

地縁による団体の名称	代表者の氏名および住所	
	変更前	変更後
物生山自治会	中辻 憲二 (略)	中辻 貢 (略)
仏生寺町自治会	立岩 章浩 (略)	佐々木 理行 (略)

彦根市告示第 32 号

介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 82 条第 2 項の規定に基づき、居宅介護支援事業者の廃止届を受理したので、同法第 85 条第 1 項第 2 号の規定により告示する。

令和 5 年 2 月 24 日

彦根市長 和田裕行

事業所の名称	事業所の所在地	事業者	サービスの種類	事業所番号	廃止年月日
アイズケア居宅介護支援事業所 あったかケアプランセンター	彦根市地蔵町 73 番地 2	株式会社アイズケア 代表取締役 矩 規晶	居宅介護支援	2570200614	令和 5 年 1 月 31 日

彦根市告示第 33 号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者として、次の者を指定したので、同法第85条第1項第1号の規定により告示する。

令和5年2月24日

彦根市長 和田裕行

事業所名	事業所所在地	申請者名および代表者氏名	サービス種類	指定日	事業者番号	有効期限
アイズケア 居宅介護支援事業所あ ったかケア プランセン ター	彦根市戸賀町 100番地50	株式会社アイ ズケア 代表取締役 矩 照晶	居宅介護 支援	令和5年 2月1日	2570200812	令和5年2月 1日から令和 11年1月31 日まで

彦根市告示第34号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、認可を受けた地縁による団体から告示された事項に変更があった旨の届出があったので、下記のとおり同条第10項の規定により告示する。

令和5年2月27日

彦根市長 和田裕行

記

変更事項

1 主たる事務所の所在地の変更

地縁による団体の名称	主たる事務所の所在地	
	変更前	変更後
宮田町馬場自治会	(略)	(略)

2 代表者の変更

地縁による団体の名称	代表者の氏名および住所	
	変更前	変更後
普光寺町自治会	宮路 宗和 (略)	早川 紀樹 (略)
極楽寺町町内会	三橋 勝己 (略)	岩井 幹雄 (略)
下平流自治会	野瀬 正則 (略)	野瀬 一夫 (略)
宮田町馬場自治会	氏原 康行 (略)	寺村 重一 (略)

彦根市告示第35号

彦根市まちづくり推進事業総合補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年3月1日

彦根市長 和田裕行

彦根市まちづくり推進事業総合補助金交付要綱の一部を改正する告示

彦根市まちづくり推進事業総合補助金交付要綱(平成 19 年彦根市告示第 99 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

(補助対象事業)

第 2 条 補助の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、コミュニティ活動推進事業、自治会等活動保険加入事業および地域安全活動推進事業とする。

2 コミュニティ活動推進事業は、自治会等が地域の連帯感や自治意識の向上を図り、自治会等の活動の活発化と明るいまちづくりを推進することを目的として実施する事業のうち、別表第 1 に該当するもの(リースによるものを除く。)とする。この場合において、同一年度に 2 以上の事業を実施するときは、次の区分ごとに原則として 1 自治会等につき 1 項目を補助対象事業とし、第 2 号に掲げる事業にあつては、1 施設につき 1 回に限り補助対象事業とする。

(1) 別表第 1 の 1 の項から 3 の項までならびに 4 の項(1)、(2)および(3)

(2) 別表第 1 の 4 の項(4)および 5 の項

3 自治会等活動保険加入事業は、自治会等の活動の活性化と地域社会の健全な発展を推進することを目的として、自らの活動における事故等の損害補償のために自治会等が年間を通じた保険に加入する事業とする。この場合において、補助の対象となる保険は、自治会等が行う活動における事故等について年間を通じて損害補償をする保険で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 当該保険の契約期間の開始する日が当該年度に属し、かつ、補助金の交付の申請日以後であるもの

(2) 当該保険の契約期間の開始する日が当該年度に属し、かつ、補助金の交付の申請日前であるもので、市長が適当と認めるもの

4 地域安全活動推進事業は、地域安全の確保を目的として自治会等が防犯灯の維持管理と併せて自主的に実施する事業のうち、次の表に掲げるものとする。

事業名	事業例
1 安全意識の高揚のための事業	防犯講習会、街頭啓発、広報紙の発行等
2 自主的な安全活動を推進する事業	防犯パトロール、夜回り、通学路・公園等の安全点検、有害図書の回収、街頭指導等
3 生活安全に関する環境を整備する事業	空き地の草刈・空き家の出入禁止等の適正管理、まちを明るくするための民家の門灯等の点灯運動等

第 3 条中「および補助率」を「、補助率、補助金の額および補助金の上限額」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1(第 2 条関係)

補助対象テーマ	項目	補助対象設備等
1 美しく、住みよい地域環境をつくるために	(1) 小さな緑地づくりの推進(市の木等の植樹)	苗木、原材料等
	(2) 花づくり運動の推進(市の花等の花壇の設置)	フラワーポット、苗、ブロック、花壇表示板、原材料等
	(3) 清掃活動の実施	溝ぶた揚げ機、草刈機、一輪車等
	(4) ランドマークの設置	その地域の目印や象徴になるように建造するための資材等

	(5) コミュニティ掲示板または案内板の設置	掲示板、案内板等
2 歴史と文化を学びコミュニケーションの輪を広げるために	(1) コミュニティ新聞または自治会等の連絡紙の発行	印刷機、複写機、紙折り機、パソコン、デジタルカメラ、プリンター等
	(2) 各種講座または文化教室の開催	テレビ、ラジオ、ビデオカメラ、ブルーレイレコーダー、DVDレコーダー、録音レコーダー、プロジェクター、スクリーン、映写機、演台、黒板、ホワイトボード、机、椅子等
	(3) 郷土誌の発行	郷土誌の発行等
3 健やかな心と体で活気ある地域をつくるために	(1) 運動会、球技大会、盆踊り、納涼祭等の実施	スポーツ用具、テント、放送設備、祭りに係る太鼓等の事業の実施に直接必要な備品(消耗品を除く。)、当該備品を収納するための格納庫等
	(2) カロム大会等の実施	カロム、囲碁、将棋等
	(3) 健康教室の開催(エアロビクスダンス、体操、太極拳、ウォーク等)	健康管理用具、トレーニング用具等
4 安心・安全な地域をつくるために	(1) AEDの設置	AED機器およびその附属品
	(2) 防犯カメラの設置	防犯カメラおよびその附属品
	(3) 感染症対策の実施	感染症対策用物品(1の項から3の項までに掲げる補助対象設備等を除く。)の整備
	(4) 集会所敷地内の舗装(自治会が管理および運営を行う集会所施設内のうち、避難場所として使用する上で安全性および利便性の向上を図るために行う舗装に限る。)	集会所敷地内の舗装
5 つどい・ふれあいと地域の絆を深めるために	みんなの広場(子どもの遊びに必要な遊具が設置された100平方メートル以上の子どもの遊び場および草の根ひろば(都市公園および開発に伴う公園を除く。)のうち、自治会等が維持管理および運営を行い、広く地域住民に開放する広場をいう。)の修繕	(1) グラウンドの整備 (2) 駐車場の舗装 (3) 花壇、休憩所、倉庫、便所、フェンス、門扉、車止め、遊具、水飲み場、時計塔等の修繕または更新 (4) 側溝および排水路の修繕 (5) (1)から(4)までに掲げる事項を地域住民が行う場合は、これらの原材料

別表第2を次のように改める。

別表第2(第3条関係)

補助対象事業	補助基本額	補助率	補助金の上限額	補助金の額
1 コミュニティ活動推進事業	別表第1に掲げる補助対象設備等の整備に要	補助基本額の2分の1以内	(1) 別表第1の1の項から3の項まで 30,000円	補助基本額に補助率を

	する経費		(2) 別表第 1 の 4 の項(1) および(3) 100,000 円 (3) 別表第 1 の 4 の項(2) 2 台を限度とし、1 台につき 100,000 円 (4) 別表第 1 の 4 の項(4) および 5 の項 500,000 円	乗じた額と補助金の上限額との少ないほうの額
2 自治会等活動 保険加入事業	当該保険に加入する世帯数に 164 円を乗じた額または保険料の総支払額のいずれか少ない方の額	補助基本額の 2 分の 1 以内	—	補助基本額に補助率を乗じた額
3 地域安全活動 推進事業	自治会等が設置した防犯灯の維持管理に要する経費で、次の(1)から(3)までにより計算された額の合計額とする。この場合において、防犯灯の基数は関西電力株式会社が自治会等に発行した申請年度の 5 月(以下この表において「基準月」という。)請求分の電気料金請求内訳書(以下この表において「請求書」という。)に記載された公衆街路灯の口数(以下この表において「防犯灯合計数」という。)を基準とし、月額単価は関西電力株式会社が自治会等に発行した基準月請求分の請求書に記載された請求額とする。 (1) 請求書に記載された 10 ワット以下の防犯灯の基数に、基準月における 10 ワット以下の防犯灯に係る 1 灯当たりの月額単価を乗じた額にさらに 12 を乗じた額 (2) 請求書に記載された 10 ワットを超え	補助基本額の 10 分の 10 以内	—	補助基本額に補助率を乗じた額

20ワット以下の防犯灯の基数に、基準月における10ワットを超え20ワット以下の防犯灯に係る1灯当たりの月額単価を乗じた額にさらに12を乗じた額

(3) 請求書に記載された防犯灯合計数から10ワット以下の防犯灯および10ワットを超え20ワット以下の防犯灯の基数を除いた数に、基準月における20ワットを超え40ワット以下の防犯灯に係る1灯当たりの月額単価を乗じた額にさらに12を乗じた額

付 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

公 告**都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和5年2月27日

彦根市長 和田裕行

開発許可を受けた者の住所および氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
奈良市三条宮前町2番1号株式会社アトランティスコーポレーション 代表取締役 堀江 慶行	彦根市芹町字下里656番、657番1、658番2、658番3、658番4および659番	1,596.80 m ²	令和5.2.27	929

住民基本台帳の一部の写しの閲覧の状況についての公告

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第11条第3項および第11条の2第12項の規定により、住民基本台帳の一部の写しの閲覧の状況について、下記のとおり公表する。

令和5年3月1日

彦根市長 和田裕行

記

1 国または地方公共団体の機関による閲覧

番号	閲覧請求をした機関の名称	請求事由の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
1	自衛隊滋賀地方協力本部	自衛官等の募集に伴う広報	令和 4 年 5 月 19 日	彦根市に住民登録のある平成 12 年 4 月 2 日から平成 13 年 4 月 1 日までに生まれた日本人の男性および平成 16 年 4 月 2 日から平成 17 年 4 月 1 日までに生まれた日本人の男女

2 個人または法人による閲覧

番号	閲覧の申出者の氏名 (法人の場合にあってはその名称および代表者または管理人の氏名)	利用目的の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
1	芹町自治会 会長 西川 史郎	地域防災活動のため	令和 4 年 1 月 4 日	芹町自治会に住民登録のある全ての男女
2	東沼波町老人クラブ 「東寿会」 会長 若林 進	老人会会員入会知らせのため	令和 4 年 1 月 20 日	東沼波町に住民登録のある昭和 32 年 4 月 1 日から昭和 33 年 3 月 31 日までに生まれた全ての男女
3	一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦	宝くじに関する世論調査	令和 4 年 2 月 1 日	小泉町 1 番地から 150 番地までに住民登録のある 18 歳以上(平成 16 年 3 月 31 日までに生まれた者に限る。)の日本人の男女
4	甘呂町内会 会長 内堀 義一	役員選出のため	令和 4 年 2 月 4 日	甘呂町内会に住民登録のある平成 5 年 12 月 31 日までに生まれた全ての男女
5	大北町自治会 会長 三田 大介	地域防災活動のため	令和 4 年 2 月 14 日	大北町自治会に住民登録のある全ての男女
6	株式会社エム・アール ビジネス 代表取締役 櫛谷 忠則	第 13 回大都市交通センサス	令和 4 年 2 月 16 日	芹橋一丁目、後三条町および中藪一丁目住民登録のある平成 28 年 12 月 1 日までに生まれた日本人の男女
7	株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 杉原 領治	生活意識に関するアンケート調査	令和 4 年 2 月 22 日	西今町に住民登録のある 20 歳以上(平成 14 年 4 月 30 日までに生まれた者に限る。)の日本人の男女
8	城町一丁目町内会 会長 出口 正裕	地域防災活動のため	令和 4 年 2 月 24 日	城町一丁目町内会に住民登録のある全ての男女
9	西浦町自治会 会長 小水 彰	地域防災活動のため	令和 4 年 3 月 1 日	西浦町自治会に住民登録のある全ての男女

10	竹之腰町自治会 会長 西尾 修治	自治会加入 対象者抽出 のため	令和4年5月18日	竹之腰町自治会に住民登録のある全ての男女
11	株式会社日経リサーチ 代表取締役社長 新藤 政史	第二回O E C D 国際成 人力調査(P I A A C)	令和4年5月30日	善谷町、太堂町および高宮町に住民登録のある16歳以上65歳以下(昭和31年12月23日から平成18年12月22日までに生まれた者に限る。)の全ての男女
12	一般社団法人新情報センター 事務局長 山本 恭久	消費動向調査	令和4年5月31日	長曾根南町および大藪町に住民登録のある日本人の男女
13	一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦	テレビ視聴に関する調査	令和4年6月2日	大堀町403番地以降に住居登録のある16歳以上(平成18年6月30日までに生まれた者に限る。)の日本人の男女
14	甘呂町内会 会長 辻 直孝	地域防災活動のため	令和4年6月13日、 令和4年6月20日	甘呂町内会に住居登録のある全ての男女
15	一般社団法人輿論科学協会 理事長 井田 潤治	通信利用動向調査	令和4年7月19日	後三条町、岡町、高宮町および彦富町に住居登録のある20歳以上(平成14年4月1日までに生まれた者に限る。)の全ての男女
16	大藪町自治会 会長 尾本 幸嗣	地域防災活動のため	令和4年7月28日	大藪町自治会に住居登録のある全ての男女
17	南川瀬町自治会 会長 堤 義一	地域敬老活動および新成人お祝いのため	令和4年8月4日	南川瀬町自治会に住居登録のある令和4年9月20日時点で75歳以上の男女および令和4年度に彦根市から成人式の通知をする者
18	一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦	社会と暮らしに関する意識調査	令和4年8月9日	宮田町および鳥居本町に住居登録のある16歳以上(平成18年9月30日までに生まれた者に限る。)の全ての男女
19	一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦	全国メディア意識世論調査	令和4年9月6日	原町に住居登録のある16歳以上(平成18年9月30日までに生まれた者に限る。)の日本人の男女
20	一般社団法人中央調査社	住民意識調査	令和4年9月6日	後三条町463番地から569番地までおよび高宮

	会長 境 克彦			町 1375 番地以降に住 民登録のある 20 歳以上(平成 14 年 9 月 30 日までに 生まれた者に限る。)の日本 人の男女
21	一般社団法人中央調査 社 会長 境 克彦	国民生活に 関する世論 調査	令和 4 年 9 月 6 日	大東町 7 番に住 民登録のある 18 歳以上(平成 16 年 9 月 30 日までに生まれ た者に限る。)の日本人の 男女
22	一般社団法人新情報セ ンター 事務局長 山本 恭久	令和 4 年度 消費者意識 基本調査	令和 4 年 9 月 21 日	城町一丁目およ び城町二丁 目に住民登録 のある 15 歳以上(平成 19 年 10 月 31 日までに生まれ た者に限る。)の日本人の男 女
23	株式会社日本リサーチ センター 代表取締役社長 杉原 領治	こども・若者 の意識と生 活に関する 調査	令和 4 年 9 月 27 日	南川瀬町、楡町 および安食 中町に住 民登録のある 昭和 57 年 4 月 2 日から平成 24 年 4 月 1 日までに 生まれた全ての男女
24	一般社団法人中央調査 社 会長 境 克彦	生活時間 に関するオン ライン調査	令和 4 年 10 月 20 日	開出今町 30 番 地から 2165 番地 までに住民登 録のある 25 歳 以上 44 歳以 下(昭和 53 年 1 月 1 日から平成 9 年 12 月 31 日 までに生まれ た者に限る。) の全ての男女
25	開出今町内会 会長 佐谷 泰親	町内会加入 対象者の確 認のため	令和 4 年 11 月 18 日	開出今町内会 に住 民登録のある 全ての男女
26	一般社団法人新情報セ ンター 事務局長 山本 恭久	家族と性 と多様性に 関する全国 アンケート	令和 4 年 11 月 29 日	高宮町 918 番 地から 1454 番 地までに住民 登録のある昭 和 28 年 2 月 1 日から平成 17 年 1 月 31 日ま でに生まれ た全ての男女
27	高宮町中町自治会 会長 中村 健祐	地域防災活 動のため	令和 4 年 12 月 7 日	高宮町中町自 治会に住 民登録のある 全ての男女
28	出路町自治会 会長 中村 和敏	地域防災活 動のため	令和 4 年 12 月 19 日	出路町自治会 に住 民登録のある 全ての男女
29	正法寺町自治会 会長 夏原 常明	地域防災活 動のため	令和 4 年 12 月 19 日	正法寺町自治 会に住 民登録のある 全ての男女
30	大堀町自治会 会長 北川 鉄樹	新入生お祝 いのため	令和 4 年 12 月 23 日	大堀町自治会 に住 民登録のある 平成 14 年 4 月 1 日から平成 15 年 3 月 31

				日までに生まれた全ての男女および平成28年4月2日から平成29年4月1日までに生まれた全ての男女
31	旧鳥居本自治会 会長 大宮 修身	地域防災活動のため	令和4年12月27日	旧鳥居本自治会に住民登録のある全ての男女

教育委員会規則

彦根市就学援助規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年2月21日

彦根市教育委員会

教育長 西 嶋 良 年

彦根市教育委員会規則第1号

彦根市就学援助規則の一部を改正する規則

彦根市就学援助規則(昭和35年彦根市教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条中第11号を第12号とし、第10号の次に次の1号を加える。

(11) 通学用自転車およびヘルメット購入費

別記様式第1号を次のように改める。

別記

様式第1号(第5条関係)

彦根市教育委員会 様

要保護・準要保護 児童生徒就学援助費受給申請書

年度就学援助費の給付を受けたいので、必要書類を添えて申請します。

申請者 (保護者)	申請年月日	年	月	日	申請番号		
	住所	〒 _____			マンション・アパート名・部屋番号 (_____)		
対象児童生徒	ふりがな 保護者氏名	_____			電話番号 _____		
	学校名 <small>「学校」の前に「小」または「中」を記入</small>	学 校	学 年	第	学 年		
世帯 全員の 状況	ふりがな 児童生徒 氏名	_____			生年月日 年 月 日		
	氏名	続柄	生年月日	勤務先・学校名			
1	(申請者)						
2	(対象児童生徒)						
3							
4							
5							
住宅の状況 該当する番号を記入してください。(1 持家 2 借家)							

申請理由	該当する項目に✓をしてください。			必要な添付書類	
	生活保護を受給している。				
	今年度、次のいずれかの措置を受けた。				
	生活保護の停止または廃止				
	児童扶養手当の受給				
	前年度または今年度、次のいずれかの措置を受けた。				
	個人事業税の減免	年度または	年度	保護者全員が減免を受けたことを証明する書類	
	市民税の非課税	年度または	年度		
	市民税の減免	年度または	年度	保護者全員が減免を受けたことを証明する書類	
	固定資産税の減免	年度または	年度	保護者全員が減免を受けたことを証明する書類	
生活福祉資金の貸付け	年度または	年度	貸付けを受けたことを証明する書類		
国民健康保険料の減免または徴収猶予	年度または	年度	保護者全員が減免または徴収猶予を受けたことを証明する書類		
国民年金保険料の免除	年度または	年度	保護者全員が免除を受けたことを証明する書類		
次のいずれかに該当する。					
失業対策事業適格者手帳を持つ日雇労働者または職業安定所登録日雇労働者			失業対策事業適格者手帳(写)または日雇労働者であることを証明する書類		
世帯全員の前年度中の年間所得が基準以下(生活保護基準の1.2倍以下)			前年度の1月1日において本市の住民票に記載のない世帯員がある場合は、課税証明書の添付を求めることがあります。		
その他経済的に困っている理由(_____)			教育委員会が必要と認める書類		

同意事項および委任事項

就学援助費給付審査のため、私と私の世帯員の住民基本台帳、課税台帳、生活保護受給状況、児童扶養手当受給状況等についての情報を彦根市教育委員会が閲覧することに同意します。

就学援助費の受給および給付に関する権限を対象児童生徒が在籍する学校長に委任します。

彦根市教育委員会 様

委任者

氏名(申請者)

個人番号(マイナンバー)申告書の提出

該当する項目に✓と必要事項を記入してください。	
<input type="checkbox"/>	本申請書に添付
<input type="checkbox"/>	同一世帯の他の児童生徒(兄弟姉妹)の申請書に添付 (学校 年 氏名)
<input type="checkbox"/>	継続申請のため、提出不要

(注)

- 次のいずれかに該当する場合は、就学援助の認定ができないことがあります。
 - 世帯員等の市県民税の申告が完了していない。
 - 申請書類または添付書類に不備がある。
- 虚偽の申請を行った場合は、認定を取り消し、就学援助費の返還を命じることがあります。
- 学校給食費および医療費については、彦根市就学援助規則第4条の規定により彦根市教育委員会から、直接、学校給食の管理者および医療機関に支払いますので、保護者に給付することはありません。ただし、認定月について既に支払われている金額がある場合は、学校を通じて支給します。

以下の欄は、申請者は記入しないでください。

学校長の所見

学校長 印
--

付 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

教育委員会告示

彦根市教育委員会告示第4号

彦根市就学援助費給付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年2月21日

彦根市教育委員会

教育長 西 嶋 良 年

彦根市就学援助費給付要綱の一部を改正する告示

彦根市就学援助費給付要綱(平成9年彦根市教育委員会告示第4号)の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和35年彦根市教育委員会規則第2号」の次に「。以下「規則」という。」を加える。

第2条に次の1号を加える。

(11) 通学用自転車およびヘルメット購入費

学校長が許可した自転車通学をする生徒(第1学年の者に限る。)が通学のために通常必要とする自転車およびヘルメットの購入に要する経費をいう。

第4条第2号ア中「前年度または当該年度において、次の(ア)から(ケ)までのいずれかの措置を」

を「次の表の左欄に掲げるいずれかの措置をそれぞれ同表右欄に掲げる年度に」に改め、(ア)から(ケ)までを削り、同号アに次の表を加える。

生活保護法に基づく保護の停止または廃止	当該年度(規則第 5 条の規定による申請をした日の属する年度をいう。以下この表において同じ。)
児童扶養手当法(昭和 36 年法律第 238 号)第 4 条第 1 項の規定に基づく児童扶養手当の支給	当該年度
地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 72 条の 62 の規定に基づく個人の事業税の減免	前年度(当該年度の前年度をいう。以下この表において同じ。)または当該年度
地方税法第 295 条第 1 項の規定に基づく市民税の非課税	前年度または当該年度
地方税法第 323 条の規定に基づく市民税の減免	前年度または当該年度
地方税法第 367 条の規定に基づく固定資産税の減免	前年度または当該年度
社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 2 条第 2 項第 7 号の規定に基づく生活福祉資金の貸付け	前年度または当該年度
国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)第 77 条の規定に基づく保険料の減免または徴収の猶予	前年度または当該年度
国民年金法(昭和 34 年法律第 141 号)第 89 条および第 90 条の規定に基づく国民年金の保険料の免除	前年度または当該年度

第 5 条第 1 項中「彦根市就学援助規則」を「規則」に改め、同条第 2 項第 1 号中「入学する」の次に「年度の」を加える。

第 7 条第 4 項中「入学する」の次に「年度の」を加える。

第 9 条第 1 項第 1 号中「当該年度」の次に「(規則第 6 条の規定による認定の対象となる年度をいう。第 12 条第 2 項において同じ。)」を加え、同項に次の 1 号を加える。

(8) 通学用自転車およびヘルメット購入費については、校長が作成する対象者の名簿に基づき、その都度給付限度額内で校長に給付するものとする。

付 則

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

選挙管理委員会告示

彦根市選挙管理委員会告示第 3 号

彦根市選挙管理委員会を下記のとおり招集する。

令和 5 年 2 月 27 日

彦根市選挙管理委員会

委員長 野 瀬 毅

記

1 日時 令和 5 年 3 月 1 日(水) 午前 9 時 30 分

2 場所 彦根市役所本庁舎 会議室 2-1

3 議題

(1) 永久選挙人名簿の登録の抹消状況について

(2) 永久選挙人名簿の定時登録について

- (3) 彦根市千福財産区議会議員一般選挙の選挙期日および選挙すべき議員定数について
- (4) 彦根市千福財産区議会議員一般選挙における選挙時登録の登録基準日等について
- (5) 彦根市千福財産区議会議員一般選挙の選挙長および同職務代理者の選任について
- (6) 彦根市千福財産区議会議員一般選挙の投票管理者および同職務代理者の選任について
- (7) 彦根市千福財産区議会議員一般選挙における期日前投票所について
- (8) 彦根市千福財産区議会議員一般選挙の投票用紙の様式を定めることについて
- (9) 彦根市千福財産区議会議員一般選挙の投票所を設けることについて
- (10) 彦根市千福財産区議会議員一般選挙における選挙運動費用の支出制限額について
- (11) 彦根市千福財産区議会議員一般選挙の選挙会の日時および場所について
- (12) 彦根市千福財産区議会議員一般選挙の投票所内の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う日時および場所について
- (13) 彦根市千福財産区議会議員一般選挙における開票の事務は選挙会の事務に併せて行うことについて
- (14) 彦根市千福財産区議会議員一般選挙における不在者投票用紙、同封筒の交付場所、交付期間、交付時間について
- (15) 彦根市千福財産区議会議員一般選挙の選挙運動における個人演説会の施設の公営のために納付すべき費用の額について
- (16) 彦根市千福財産区議会議員一般選挙の選挙長が行う公告式について
- (17) 彦根市千福財産区議会議員一般選挙の選挙長の事務を取り扱う場所について
- (18) 彦根市千福財産区議会議員一般選挙の選挙立会人を定めるくじを行う日時および場所について

彦根市選挙管理委員会告示第4号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項および第75条第1項ならびに市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)第4条第1項および第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第4条第11項および第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数ならびに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項および第86条第1項ならびに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、令和5年3月1日現在において次のとおりである。

令和5年3月1日

彦根市選挙管理委員会

委員長 野瀬 毅

50分の1の数	1,829人
6分の1の数	15,241人
3分の1の数	30,482人